

中央区地域防災計画(令和3年修正)[素案]に対するご意見の概要と区の考え方

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの
□意見として伺うもの △その他

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
1	<p>防災区民組織について、中央区は集合住宅居住者が多く、町会に入っていない人、賃貸のためマンション管理組合にすら入っていない区民が多く存在します。区の基本姿勢はどうも「側面支援にとどまる」ように見受けられます。いざ大震災が発生した場合、いったいどうなるか予測し、住民（被災者）が大混乱に陥ったり右往左往することがないようにシミュレーションしていただきたく望みます。</p>	○	<p>地域防災計画（以下「本計画」という。）では、平成24年4月に東京都防災会議が発表した人や建物等の被害想定に加え、大規模災害時に想定される区民の避難行動や生活環境などを時系列（発災後1日目、3日目、1週間）ごとに示しています。</p> <p>区では、こうした被害想定や時間経過とともに刻々と状況変化する事象をイメージするとともに、様々な状況下に置かれた区民等の皆様に適切に支援できるよう、各防災関係機関はもとより防災区民組織など地域の方々と連携を図りながら防災対策に取り組んでいます。</p>	<p>P15 第1部第6編 第1章 震災</p> <p>P71 第2部第6編 第3章 防災区民組織</p>
2	<p>P412に「防災区民組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う」とありますが、マンパワーの点で現実には不可能な地域が多く存在します。P71防災区民組織は、多くの区民にとって現在は事実上ないに等しいので、区がもっと積極的に管理組合などに働きかけるべきだと思います。</p> <p>区が自治会と連携し、すべての管理組合に防災区民組織を組成することを積極的に働きかければ、防災拠点運営委員会に参加する管理組合も出てくるかもしれません。このような現状と取組の方針をぜひともP72「第3 地域活動の育成」に追加記入していただきたくお願いします。</p>	○	<p>地域防災力の強化には、日頃から町会・自治会活動を通じた地域コミュニティの醸成や活性化が不可欠であると考えています。こうした考えのもと、防災区民組織は原則として町会・自治会を一つの組織単位としており、また、防災拠点運営委員会は主に町会・自治会の代表者により構成されていることから、区では区民の皆さまやマンション管理組合等に対して、町会・自治会に加入していただくよう呼びかけています。</p> <p>一方、個々のマンションに対する支援については、マンションにおける防災対策の向上と良好なコミュニティの形成に資するよう、防災マニュアルの作成支援や防災アドバイザー派遣による防災訓練の指導・助言等に取り組んでいます。</p>	<p>P30 第2部第1編 第2章 高層住宅の防災対策</p> <p>P71 第2部第6編 第3章 防災区民組織</p>
3	<p>中央区は外国人観光客やビジネスマンの多い「特殊な」地域です。それにもかかわらず、大震災が起こった場合、被災者であるこうした「外国人通過人口」への配慮が見られません。</p> <p>P70「2 外国人への支援」があるので、この問題へ取り組むという認識が区にあることはわかりました。しかし、大部分は居住している外国人向けの施策です。</p>	○	<p>外国人観光客やビジネスマンへの対応は、居住者としてではなく帰宅困難者として位置づけており、本計画、第3部第16編「帰宅困難者対策」において、外国人観光客を含め、基本方針や具体的な対策を定めています。</p> <p>区では、民間事業者が主体となって運営する帰宅困難者支援施設運営協議会と連携して行っている帰宅困難者対策訓練において、外国人観光客の避難誘導や施設への受入れのほか、語学ボランティアの参加など、災害時における外国人観光客の支援に積極的に取り組んでいるところです。あわせて、災害時には、多言語対応している防災マップアプリを活用し、外国人観光客を帰宅困難者一時滞在施設等へ誘導していきます。</p>	<p>P221 第3部第16編 帰宅困難者対策</p>

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの
□意見として伺うもの △その他

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
4	<p>都や中央区文化・国際交流振興協会の防災語学ボランティアや中央FMによる外国人向け広報も、もちろんやらないよりやったほうがずっとよいと思います。</p> <p>ただ大震災のときに、何人くらいの方が一時避難所に来てくれるのか、そのボランティアの方は何をやるのかわかっているのかどうか（マニュアルや行動計画があるのか）疑問です。ぜひ確認していただきたいと思います。</p>	□	<p>中央区・文化国際交流振興協会において、防災ボランティア制度を通じて48名（令和2年3月末現在）の方が登録されており、これら登録者が災害活動の支援をしていただくことになっています。その際の活動内容や受入窓口の運営方法等については、マニュアルを整備し、ボランティアの方々と協力体制を構築しています。</p> <p>なお、本計画に記載の通訳ボランティアの担当は、区の組織改正により災対教育部から災対区民部へ変更しており、修正案の記載は誤記となっていますので修正します。</p>	P80 第2部第6編 第9章 災害ボランティアとの連携
5	<p>中央FMを知っていて聞くことができる外国人がいったい何人くらいいるものか疑問です。</p> <p>防災マップアプリ及び安全・安心メールによる多言語での災害情報は、英語以外にどんな言語を想定しているのか。できれば英語、中国語、韓国語、できればスペイン語にしていきたいと思います。</p> <p>内容は、P140「住民等への広報」の一部を多言語に翻訳するものかと推測されますが、どのようなものをピックアップするのか方針は決まっているのかどうか、翻訳はどのようにするのか、アップロードを誰がどのように、どんな頻度で行うのか、具体的方策があるのか懸念されます。さらに根本的な問題として、災害現場で周知・広報活動をどのように行うのか、おおいに疑問です。確認して、書き加えていただきたくお願いします。</p>	□	<p>中央エフエムを外国人の方がどのくらい聴いているのか、区として把握していません。</p> <p>災害時の情報伝達手段として運用している防災マップアプリ及び安全・安心メールは、日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語のいずれか一つの言語を選択して内容を閲覧できるものとなっています。</p> <p>災害情報等の発信内容については、区災害対策本部の判断により、正確かつ適切な情報を様々な伝達手段を用いながら、区民や外国人観光客等へ発信することとしています。また、アップロードについては基本的に区職員が適宜行い、それに伴い自動的に多言語へ翻訳し順次更新していくこととしています。</p> <p>災害時の情報発信は極めて重要な災害対応業務の一つですが、災害現場においては状況が刻々と変化することから、広報活動について本計画に記載することは考えていません。</p>	P140 第3部第6編 第2章 広報広聴実施計画

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの
□意見として伺うもの △その他

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
6	<p>外国人への配慮を示す支援策や配慮の実行を追記していただきたくお願いします。</p> <p>P222「各施設が作成した帰宅困難者対応マニュアル」とあるが、外国人向け対応が記載されているか確認しているのかどうか、「一時滞在施設等の開設について、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等の来街者が把握可能な手段を活用し周知する」とあるが、案内マップなどに外国語表記（英語、中国語、韓国語、できればスペイン語）はあるのかどうか。</p> <p>P223「災害時帰宅支援ステーション」に外国人向け対応マニュアルはあるのかどうか確認したうえで追記すべきだと思います。</p>	□	<p>各施設が作成する「帰宅困難者対応マニュアル」には、ピクトグラムに加え、わかりやすい日本語と英語表記による案内表示など、外国人への配慮に関する対応方針を明記しています。</p> <p>また、多言語による情報発信手段として、区ホームページや防災マップアプリなどで対応（英語、中国語、韓国語）しており、災害時にはそれらを活用して一時滞在施設等の開設を周知していくことを想定しています。なお、防災拠点に配備している案内マップは入口掲示用であることから日本語表記のみとなっていますが、防災マップアプリのダウンロードをご案内し対応することとしています。</p> <p>災害時帰宅支援ステーションについては、本計画に記載のとおり、東京都が運営のガイドラインを作成しており、各事業者へ配布しているとのこと。一方で、当該ガイドラインには外国人向けの対応の記載はないことから、今後、いただいたご意見を都と共有します。</p>	P221 第3部第16編 第3章 帰宅困難者対策の推進
7	<p>P140「広報広聴実施計画」において、区内に滞在する旅行者ビジネスマンなど外国人向け被災者への配慮が見受けられない。英語、中国語、韓国語、（できればスペイン語）の案内をどのようにするのか、翻訳の問題および伝えるメディアをどう準備するのか、ここにも外国人通過客向けの広報活動を追記すべきだと思います。</p>	◎	<p>多言語による情報配信は、基本的に区ホームページのほか防災マップアプリ及び安全・安心メールにより行うこととしています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえて、第3部第5編通信情報計画及び第6編災害広報計画に、区ホームページ、防災マップアプリ及び安全・安心メールにより多言語での情報提供を行う旨を追記します。</p>	P135 第3部第5編 第2章 災害情報の収集及び伝達計画 P140 第3部第6編 第2章 広報広聴実施計画
8	<p>ご高齢の方や障害のある方など、災害時要配慮者の方々の万が一の際の避難の手順を示す「個別避難計画」の一人一人の個々の事情に合わせた策定が十分ではありません。「個別避難計画」のフォーマットを準備願います。</p> <p>その際には、①発災直後の安否確認担当者名、②避難先となる福祉避難所の施設名、③避難所への移動支援者名、④電源が必要な場合の確保の方法などを記載できるようにお願いします。③においては、消防団員が積極的に災害時要配慮者の移動支援に入るように連携の強化を求めます。</p>	□	<p>要配慮者の個別避難計画については、各個人の状況変化に応じた更新が困難であることから作成していません。ただし、電源を必要とする人工呼吸器の使用者については、東京都の指針に基づき、電源の確保方法を含めた個別計画を策定しています。</p> <p>なお、消防団活動は、本計画とともに所轄である東京都の地域防災計画においても位置づけられています。その中で、消防団は、被災者の救出・救護、消火活動等を本来業務とし、避難勧告等が発令された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう必要な措置をとることとしています。</p>	P185 第3部第11編 第2章 災害活動
9	<p>「ホテル避難」では、最優先に要配慮者の受入れをすべきであると考えます。理由：帰宅困難者も受け入れることとなるが、健康な者の受入れより要配慮者の方が優先順位が高いため。</p>	□	<p>ご意見として伺います。</p> <p>なお、区では、現在、避難スペースの提供に協力意向のある民間宿泊施設と提供に向けた協定の締結について調整を進めています。</p>	-

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの
□意見として伺うもの △その他

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
10	タワーマンションの電源確保をどのようにするのか、実際に災害時に住民が電源確保できるように防災訓練で電源確保の訓練を行うようにお願いします。	□	ご意見として伺います。 なお、区では、現在、区内のマンションに対してマンション毎の特性に応じた防災マニュアルの作成や、マンション防災アドバイザーの派遣を通じた防災訓練等の支援を行っており、そうした機会を捉えて電源確保等の取組の助言等を行っています。	-
11	遮水板を区施設の入口に配置し、万が一浸水が進んでも建物内に水が入らぬように持ちこたえるようにお願いします。	□	ご意見として伺います。	-
12	コロナ対応として、避難所における一人当たりの面積が今までの1.65㎡から倍の4㎡必要となります。倍以上となることから、避難所を区民館なども活用し、広く確保することを求めます。	□	ご意見として伺います。 なお、区では、現在、避難スペースの提供に協力意向のある民間宿泊施設と提供に向けた協定の締結について調整を進めるとともに、防災拠点等に指定していない区施設の活用について検討しています。	-
13	<p>防疫及び保健衛生計画が第19編にあるが、新型コロナウイルス感染症対策について特化した記載になっていない。P71「第5 感染症対策」でも、「在宅避難」の推進と指定避難所以外の民間宿泊施設などの避難先の確保のみの記載であり、記載が足りていない。きちんと、「感染症対策チーム」及び「避難所における新型コロナウイルス感染症対策基本マニュアル」などを本編に盛り込むことを求めます。</p> <p>「感染症対策チーム」は、発災後72時間以内に全23カ所の防災拠点を回るとのことで、複合災害を現実視した取り組みがなされるようになりました。地元の開業医らと感染症対策チームとの防災拠点訓練において、共同で訓練をするなど連携が広く行われるようにお願いします。</p> <p>防災拠点運営委員会では、活動マニュアルの整備で早急に新型コロナウイルス感染症対策が盛り込まれるようにお願いします。</p> <p>マスクや消毒液の備蓄と共に換気も大事であり、各防災拠点がどのように換気を行うのか、各施設に合わせた換気方法の確立もお願いします。</p>	□	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応については、本計画の中で基本的な方針を定め、具体的な対応については「避難所における新型コロナウイルス感染症対策基本マニュアル」を作成し、各防災拠点運営委員会にお示ししたところです。</p> <p>また、この基本マニュアルは、従来から整備している避難所の開設や避難者の受入れ等を整理した「防災拠点活動マニュアル」の一部として位置づけており、基本マニュアルに基づき、施設利用計画の見直しや備蓄品の購入、拠点訓練を実施するなど、防災拠点における感染症対策の充実を継続して図ってまいります。</p>	P195 第3部第14編 第3章 避難所

(取扱い) ◎計画に反映するもの ○計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの
□意見として伺うもの △その他

NO	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	主な該当箇所
14	P189「第3 消防団活動 6 避難場所への誘導等」において、避難者の安全確保を図るとあるが、災害時要配慮者の(福祉)避難所への移動支援を消防団が行うことの明記もお願いします。	□	消防団活動については、本計画とともに所轄である東京都の地域防災計画においても位置づけられています。その中で、消防団は、被災者の救出・救護、消火活動等を本来業務とし、避難勧告等が発令された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう必要な措置をとることとしています。したがって、ご意見の内容を計画に明記することは考えておりません。	P185 第3部第11編 第2章 災害活動
15	P65「内水排除計画」では、どのようなレベルの内水まで対応できるか、イメージがわく記載をお願いします。 また、ポンプ所における電源が水没の可能性がないのか再点検を求めます。電源の水没の可能性がある場合の電源のバックアップの記載もお願いします。	◎	本計画に、下水道施設は基本的に1時間あたり50ミリの降雨に対応できるよう施設整備を行っている旨の記載をします。 また、ポンプ所内の電源については、予想最大津波高においても水没しないよう耐水対策を施しているため、水没する可能性はなく、ポンプ所が有する揚水機能を確保できるものとなっています。	P65 第2部第5編 第3章 内水排除計画 (下水道局中部下水道事務所)
16	聖路加国際病院周辺でトリアージを行うこととなるが、その際は、聖路加国際病院の医師が行うこととされているが、病院医師はより重症な患者の治療に回るべきで、開業医がトリアージを行うなど、医療資源の有効活用を求めます。	□	緊急医療救護所は、発災後速やかに災害拠点病院の近くに設置し、運営することが求められていることから、聖路加国際病院が本区との基本協定に基づき医師等を派遣することとしています。また、区内医療関係団体に所属する医師等の方々は、防災拠点内に設置される医療救護所で負傷者医療救護活動を行っていただくこととしています。	P234 第3部第18編 第3章 医療救護態勢
17	本編では、時々、他の章を参照とあります。その際、参照するページの記載をお願いします。	◎	本計画に、参照先のページを記載します。	-
18	ヘリコプター発着可能地点について、月島運動場のみでは、日本橋地域への緊急物資、重症者の搬送に心許ない。浜町運動場も同発着可能地点とすることを求めます。	□	ヘリコプターの緊急離発着場は、東京都や警視庁、自衛隊など関係機関と協議のうえ選定しています。浜町運動場は、それら関係機関との現地調査において、周辺ビルや夜間照明の高さが影響し、離発着場としては適さないとの理由により今回から対象外となりました。	-
19	現在、防災拠点へのアプローチは、一つの道路の設定のみとなっています。少なくとも二方向の道路を設定いただくようお願いいたします。	△	防災拠点へのアプローチが一つの道路のみの設定という認識はありません。	-
20	選手村開発がなされ、晴海の町はほぼできています。晴海五丁目の地図は最新のものをを用いるようお願いいたします。	△	現在は対応した基図がないため、今後の計画修正の際に適切に更新していきます。	-